

個人情報保護委員会（第145回）議事概要

- 1 日時：令和元年6月17日（水）14：30～15：00 オンライン開催
- 2 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員
加藤委員、大滝委員、藤原委員
其田事務局長、佐脇審議官、山崎参事官、三原参事官

3 議事の概要

（1）議題1：法務大臣（戸籍関係情報の提供に関する事務）の全項目評価書の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、法務省の職員が会議に出席した。

法務省から、「戸籍関係情報の提供に関する事務 全項目評価書」について説明があった。

大滝委員から「戸籍関係情報の提供に関する事務において情報連携を行うが、他の行政機関とは異なり、個人番号を保有しない理由について、具体的な説明をお願いしたい。

また、戸籍の副本には重要な情報が含まれるため、戸籍情報連携システムの開発・運用に当たっては、緊張感を持ち、組織一丸となって、リスク対策を徹底し、個人のプライバシーの保護に万全の措置を講じるべきであるが、どのようにその責任を果たしていくのか。プライバシーの保護措置について重点的に、リスク対策を説明して欲しい。」旨の発言があった。

これに対し法務省から「戸籍法改正の立案過程で、戸籍そのものと狭義の個人番号とが直接紐付けられることに対する懸念を示す意見が見られたこと等を踏まえ、政策判断としてマイナンバーを利用しない方針を取ったものである。

また、戸籍関係情報は、戸籍の副本に記録された情報そのものではなく、親子関係や婚姻関係といった身分関係に関するものであって、情報照会者の事務処理上必要な限度で作成することとしているほか、広義の個人番号である情報提供用個人識別符号が、法務大臣の保有する戸籍の副本に関する情報と必要以上に紐付けられることがないようにアクセス制御を講ずる等、万全の対策を取っている。法務省においては、これまでも、市区町村の戸籍事務への関与等をする際、戸籍情報の重要性については十分に認識した上で対応に当たってきたところであるが、今後も引き続き、これらの対策も含め、新たに構築されるシステムの厳格な運用を維持するため、職員の情報セキュリティ意識の涵養にも努めてまいりたい。」旨の発言があった。

丹野委員長から「御説明いただいた内容をはじめとしたリスク対策につ

いては確実に実行するとともに、不断のリスク対策の見直しを行い、より良い体制整備に努めていただきたい。また、特定個人情報の取扱いに当たって、職員に対して実務に即した教育・研修を確実に実施していただきたい」旨の発言があった。

今回の法務省の説明内容を踏まえ、審査の手続を進めていくこととなった。

(2) 議題2：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者等の認定に係る協議への対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「前回の認定と同様に、個人情報保護法との違い等に関して、当委員会の相談窓口寄せられる質問に対応できるよう、事務局内で適切に情報共有を行い、しっかりと対応ができるようにしてほしい」旨の発言があった。

原案のとおり、主務大臣宛てに通知することについて了承された。

(3) 議題3：第53回アジア太平洋プライバシー（APPA）フォーラム結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

熊澤委員から「新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に対抗するため、各国において様々な情報技術が新たに活用されており、それに伴い、個人情報保護に関する新たな課題も浮き彫りになってきている。このような時こそ、APPAのような国際協力の場が大変重要であり、今回オンライン形式で開催され、委員会が参加したことは評価されるべきと思う。今後ともあらゆる形で各国機関と積極的に連携を図っていく必要がある」旨の発言があった。

加藤委員から「今後、国際的な制度調和の重要性がますます高まっていくと考えられる。本フォーラムでは、委員会から法改正案の内容についても各国に共有したが、今後も、こうした観点から、国際的な情報交換を積極的に行うとともに、個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けた取組を引き続きしっかり進めていく必要がある」旨の発言があった。

丹野委員長から「委員会としても引き続き、積極的に関与するとともに、対外発信を行ってまいりたい」旨の発言があった。

以上